（扶養遺族不該当の届出）

第六十七条　平成九年経過措置政令第二十四条第二項の規定により適用するものとされた昭和六十一年経過措置政令第四十八条第三項の規定の適用を受ける遺族年金の受給権者は、同項に規定する扶養遺族（以下この条において単に「扶養遺族」という。）が扶養遺族でなくなったとき（附則第七十七条の規定の適用を受けることとなるときを除く。）は、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三～五　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

（通算遺族年金に係る転給の申請）

第六十八条　平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項において準用する国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。附則第八十五条において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第六十七条第一項の規定により所在不明である受給権者の通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。以下同じ。）の支給の停止を申請しようとする子は、次に掲げる申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　申請者の個人番号又は基礎年金番号

三　（略）

四　組合員若しくは加入者又は組合員若しくは加入者であった者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

五～七　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　申請者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

五～七　（略）

（所在不明とされた者の申請）

第六十九条　前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十七条第二項の規定により通算遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする場合について準用する。この場合において、前条第一項第三号は「三　平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項の規定において準用する旧厚生年金保険法第六十六条ただし書の規定により当該通算遺族年金の支給を受けている子の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び通算遺族年金の年金証書の年金コード」

（扶養遺族不該当の届出）

第六十七条　平成九年経過措置政令第二十四条第二項の規定により適用するものとされた昭和六十一年経過措置政令第四十八条第三項の規定の適用を受ける遺族年金の受給権者は、同項に規定する扶養遺族（以下この条において単に「扶養遺族」という。）が扶養遺族でなくなったとき（附則第七十七条の規定の適用を受けることとなるときを除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三～五　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

（通算遺族年金に係る転給の申請）

第六十八条　平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項において準用する国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。附則第八十五条において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第六十七条第一項の規定により所在不明である受給権者の通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。以下同じ。）の支給の停止を申請しようとする子は、次の各号に掲げる申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　申請者の基礎年金番号

三　（略）

四　組合員若しくは加入者又は組合員若しくは加入者であった者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

五～七　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　申請者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

五～七　（略）

（所在不明とされた者の申請）

第六十九条　前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十七条第二項の規定により通算遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする場合について準用する。この場合において、前条第一項第三号は「三　平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項の規定において準用する旧厚生年金保険法第六十六条ただし書の規定により当該通算遺族年金の支給を受けている子の氏名、生年月日、基礎年金番号及び通算遺族年金の年金証書の年金コード」と、前条第